

## (科目名)「図書館政策の動向と図書館経営」

前田 章夫(大阪府立中央図書館)

### 1. はじめに：国・地方自治体の政策動向を注視することの大切さ

- ◇「社会の変化」「行政の変化」に柔軟に対応し、その時代に適応した「図書館サービス」の構築・提供が求められている。
- ◇ 図書館を取り巻く状況を的確に把握し、変化に対応できなければ図書館の社会における存在価値は大きく低下する。そのためにも公立図書館の存立基盤である自治体の動向や、その自治体の政策に大きな影響を与える国の政策動向の変化を注視し、図書館サービスへのプラス面はよりプラスに、マイナス面はその影響を最小限に抑えるような対応が必要。

### 2. 図書館をめぐる環境の変化

#### (1) 社会の変化

- ① 少子高齢社会への移行
- ② 経済停滞による社会全体の合理化：構造改革・規制緩和・市場開放・市町村合併／道州制
- ③ 既成の知識・技術(特にICT)の急速な発展(陳腐化)にともなう情報社会の変貌
- ④ 社会の変質：格差の拡大、とりわけ情報格差の拡大
- ⑤ 自己判断・自己責任が求められる社会

#### (2) 行政の変化

- ① 中央行政、地方行政の再編 — 単なる行政改革ではなく、「新しい国のかたち」の構築
- ② 国：首相・内閣権限の強化 — 内閣府の設置、首相直轄の検討会議の設置
  - (1)重要政策に関する会議：総理大臣又は官房長官を議長とし、関係大臣と有識者で構成・経済財政諮問会議／総合科学技術会議／中央防災会議／男女共同参画会議
  - (2)国家の基本に関わる経済財政政策／内閣総理大臣が直轄する行政事務
    - ・民間資金等活用事業推進委員会／規制改革・民間開放推進会議／地方分権改革推進会議／構造改革特別区域推進本部／地域再生本部／地方制度調査会／知的財産戦略会議
- ③ 国土均衡発展論(全国総合開発計画)から、自治体の自立した行財政運営による地域再生へ
- ④ 地方分権改革：三位一体改革：国庫補助負担金の削減、税財源の移譲、地方交付税の改革
- ⑤ 地方行政構造改革—公行政に民間企業的な手法を取り入れた「新しい行政手法」
  - 行政の市場化、トップ・マネジメントの強化、住民を顧客と見る
    - ・「ニュー・パブリック・マネジメント(New Public Management) —新公共経営
    - ・具体的な行政手法は・・・「行政の減量(アウトソーシング)、効率化」「行政評価制度、包括外部監査、政策評価」「パブリック・コメント」「バランスシート」「電子自治体、電子競争入札」「財政運営における総枠主義」「人事制度・政策の改革」
- ⑥ 公務員制度改革：民間からの派遣。任期付き公務員制度 等々。

#### (3) 図書館の変化

- ① 業務委託、指定管理者、市場化テストの進行
- ② 非常勤職員の増加、司書業務の矮小化(司書の低賃金労働者化・専門的業務の形骸化)
- ③ インターネット、データベースサービスの浸透(ハイブリット化) など

### 3. 図書館法の改正に見る、国の政策動向と図書館経営への影響

- ◇ 図書館法は、これまでも時の政治や経済の情勢により何度か大きな改正が行われてきた。しかし、1999年の「地方分権一括法」に伴う改正、今回の「教育基本法」の改定に伴う改正は、図書館経営へ与える影響の大きさからしても、今後さらなる注意が必要。
- ◇ 法の制定（改正）は、緊急立法的なものを除き、短期間に一気に行われるのではなく、長い時間をかけて改正に向けての手続きと環境の整備がなされた上で、国会に上程される。
- ◇ この間に情報を収集し、時には内容に踏み込んで修正を求めたりする活動が必要。

#### 3-1. 1999(平成11)年の「地方分権一括法」に伴う図書館法の改正

- ◇ 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」  
(通称・「地方分権一括法」：平成11年7月成立、平成12年4月施行)
- ◇ 地方分権推進委員会の5次にわたる勧告を受け、公共団体の事務に係わる475本の法律の一部改正を一つの法律として改正したもの。
  - \* 機関委任事務の廃止と事務の再配分
  - \* 国等からの関与等のルール化
  - \* 権限委譲の推進と事務処理特例条例(都道府県の条例で市町村が処理出来るようにする制度)
  - \* 必置規制の見直し(国による義務づけの廃止・緩和による国と地方公共団体の関係の是正)
- ◇ 同法の成立に伴う図書館法の改正内容 <必置規制の見直し>
  - \* 図書館長の司書資格要件の削除(法第13条3項の削除)
  - \* 図書館協議会委員要件の緩和(法第15条の改正)
  - \* 補助金交付のための最低基準の撤廃(法第20-21条の削除)

#### <参考>図書館法改正までの経緯

1979.10	日本都市センター都市行財政研究委員会『新しい都市経営の方向』
1981.03	臨時行政調査会発足
.04	政府・自民党「行政改革推進本部」発足(本部長・内閣総理大臣)
.07	第二次臨時行政調査会「行政改革に関する第一次答申」 <「日本型福祉社会」で小さな政府－民間活力の導入、社会教育施設の管理運営の民間委託、非常勤職員・ボランティアの活用を提言>
1983.03	臨時行政調査会「行政改革に関する第5次答申(最終答申)」
1984.07	臨時行政改革推進審議会「当面の行政改革推進方策に関する意見－国の行財政改革と地方行革の推進」
.10	地方自治経営学会『自治体行革を阻害する国の側の要因－その実態と改革の方向』 <自治体経営の効率化の観点から、司書職制度否定の見解>
.12	臨時行政改革推進審議会「地方公共団体に対する国の関与・必置規制の整理合理化に関する答申」
.12	政府「行政改革の推進に関する当面の実施方針について」閣議決定
1985.03	地方自治経営学会『公・民のコスト比較』
.03	地方自治経営学会『国が妨げる自治体行革』
.07	地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律」 <都道府県教育委員会が、図書館の設置・廃止等について、文部大臣に対する報告規定の廃止>

1987.06	国土庁「第四次全国総合開発計画（四全総）」発表
.04	地方自治経営学会『地方行革マニュアル』
1989.10	地方自治経営学会『「ふるさと創生と地方分権」についての報告書』
.12	臨時行政改革推進審議会「国と地方の関係等に関する答申」
1990.06	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」
1992.09	産業構造審議会生涯学習振興部会「生涯学習社会及び生涯学習の振興方策の在り方について（中間報告書）」
1994.07	地方自治法一部改正＜広域連合、中核市＞
.09	地方六団体意見書「新時代の地方自治」
.11	第24次地方制度調査会答申「地方分権の推進」
.12	内閣「地方分権大綱」
1995.06	「地方分権推進法」公布
.07	「地方分権推進委員会」設置
.11	地方六団体分権推進本部「地域づくりにおける国の関与の問題点の改革の方向」
1996.07	地方六団体分権推進本部、地方分権推進委員会に「国庫補助負担金及び地方税財源について」提言 ＜図書館建設補助金の交付にあたっての館長要件の廃止、司書の数の最低基準の廃止、図書館の所管を教育委員会にするか、首長部局にするかは自治体の自主的判断に委ねるべき。＞
.12	「地方分権推進委員会第1次勧告一分権型社会の創造」
1997.07	「地方分権推進委員会第2次勧告一分権型社会の創造」 ＜館長・司書必置規制の見直し、図書館建設補助金廃止など＞
.11	自治省「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」
.11	自治省「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」
.12	「行政改革会議最終報告」
1998.03	「特定非営利活動促進法」（NPO法）公布
.05	地方分権推進委員会「地方分権推進計画」（館長・司書必置規制の見直し）
1999.07	「地方分権一括法」成立
.07	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）公布
.07	「独立行政法人通則法」成立
2000.04	「地方分権一括法」施行
.04	地方自治経営学会「公立と民間のコストとサービス比較 地方行革への手引き」

### 3-2.. 2008(平成20)年の「教育基本法」改定に伴う図書館法の改正

- ◇ 6月4日 「社会教育法等の一部改正法」(通称・社会教育三法改正法) 参議院本会議で可決・成立(6月11日公布・施行)
- ※ 社会教育三法:「社会教育法」「図書館法」「博物館法」

#### ◇ 主な改正内容

【改正趣旨】 教育基本法の改正を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備する。

- ・ 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等
- ・ 社会教育施設の運営能力の向上

【改正概要】(社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正)

#### I. 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等

- 教育基本法において生涯学習の理念が明示されたこと等を踏まえ、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務に関する規定を整備する。(社会教育法)
- 教育委員会の事務に、地域住民等による学習の成果を活用した学校等における教育活動の機会の提供を追加するとともに、これに関連して社会教育主事の職務に関する規定を改正する。(社会教育法)
- 教育委員会の事務に、主に児童生徒に対し、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業に関する事務を追加する。(社会教育法)
- 家庭教育に関する情報の提供について、教育委員会の事務に関する規定を改正する。(社会教育法)
- 図書館及び博物館が行う事業に、学習の成果を活用して行う教育活動の機会を提供する事業を追加する。(図書館法、博物館法)

#### II. 社会教育施設の運営能力の向上

- 公民館、図書館及び博物館は、その運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めるものとする。(社会教育法、図書館法、博物館法)

#### III. 専門職員の 資質の向上と 資格要件の見直し

- 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び学芸員等の研修を行うよう努めるものとする。(図書館法、博物館法)
- 社会教育施設等における一定の職に3年以上あったことを、社会教育主事、司書及び学芸員の資格を得るために必要な実務経験として評価できるようにする。(社会教育法、図書館法、博物館法)
- 司書及び司書補に係る資格要件の見直しを行う。(図書館法)
  - ・ 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定める(※)。
  - ・ 高等学校卒業者のほか、高卒認定試験の合格者等の大学入学資格を有する者も、司書補となる資格を有することとする。

#### IV. その他

- 地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置いていない場合は、社会教育に係る補助金の交付について調査審議する審議会等に代えることができることとする。(社会教育法)

【施行期日】 公布の日（平成20年6月11日）（ただし、（※）については平成22年4月1日）

＜参考＞図書館法改正までの経緯

1987.08	臨時教育審議会最終答申
2000.12.22	教育改革国民会議報告＜「教育を変える17の提案」の一つとして「新しい時代にふさわしい教育基本法を」を提言＞
2001.07.11	社会教育法一部改正 ＜「家庭教育の重視」などを盛り込む＞
2003.03.20	中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申 ＜教育基本法改正の必要性、教育振興基本計画の構想を具体的に提起＞
2004.01.21	政府与党の検討会、教育基本法改正、基本理念全面見直しで合意
2004.06.16	与党教育基本法改正に関する協議会「中間報告」
2005.03.02	与党教育基本法改正検討会、文部科学省に「教育基本法改正案」作成作業を指示
2006.04.14	与党教育基本法改正に関する協議会「最終報告」
2006.04.28	政府「教育基本法改正案」を閣議決定、国会に提出
2006.09.26	安倍内閣発足 ＜教育基本法の改正への意欲を強調＞
2006.12.15	<b>教育基本法改正</b> ＜同 22日 公布・施行＞
2007.01.24	教育再生会議 第1次報告 ＜七つの提言、四つの緊急提言＞
2007.01.30	中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（中間報告）
2007.03.10	中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」答申 ＜教育三法の改正すべき点を提起＞ ※ 教育三法：「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」
2007.06.01	教育再生会議第2次報告
2007.06.18	中央教育審議会生涯学習分科会・制度問題小委員会設置
2007.06.20	教育三法改正案強行採決で可決 ※ 地教行法の改正に伴い、学校体育及び文化財保護を除く「スポーツ・文化」に関する事務を首長が管理・執行することが可能となった。
2007.11.16	中央教育審議会教育振興基本計画特別部会「検討に当たっての基本的な考え方について(案)」を公表し、意見募集
2007.11.30	中央教育審議会生涯学習分科会・制度問題小委員会の検討のまとめ「生涯学習・社会教育関係制度の検討の方向性について」
2007.12.25	教育再生会議第3次報告
2008.01.23	中央教育審議会答申素案公表、意見募集
2008.02.19	中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について―知の循環型社会の構築を目指して」答申 ＜社会教育三法の改定の基調が示される＞
2008.02.29	政府「社会教育法等の一部改正案」を閣議決定、国会に上程
2008.02.29	社会教育三法閣議決定、国会上程
2008.04.18	中央教育審議会「教育振興基本計画について―『教育立国』の実現に向けて」答申
2008.06.04	<b>「社会教育法等の一部改正案」可決・成立</b> （6月11日公布・施行）

## 4. 公立図書館の外部委託、指定管理者制度、市場化テスト

### 4-1. 「公の施設」と管理委託制度

#### ◇ 「公の施設」の創設

- ・ 1963年（S38）地方自治法改正により創設
- ・ 「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するため、地方公共団体が設ける施設をいう。（地方自治法第244条第1項）

#### ＜「公の施設」の例＞

\* 体育施設、\* 教育文化施設(学校、図書館など)、\* 社会福祉施設(、児童福祉施設など)、\* 公営企業(上下水道、バス路線、公立病院など)、\* その他(道路、河川、公営墓地など)

#### ＜「公の施設」でないとしてされているもの＞

- \* (住民の利用に供しない)：防波堤、研究機関、当該自治体職員のための職員住宅など
- \* (福祉増進の目的でない)：留置場、競馬場、観光物産斡旋所
- \* (その他)：市町村設置の簡易郵便局、区域を指定した自然公園

「公の施設」の規定と＜管理委託制度＞ 公共団体または公共的団体に限定

- ※ 「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を地方公共団体又は公共的団体に委託することができる。」（旧地方自治法244条の2 第3項）

#### ◇ 1970年代から80年代前半 ＜業務の一部委託＞

- ・ 1970年代後半から館施設の維持、エレベータ保守点検、資料装備など事務事業の一部委託  
＜館舎維持、エレベータ保守点検など専門的業務や完結型業務は図書館運営の効率化から積極的に委託されてきた。＞

#### ◇ 1980年代 ＜減量経営、地方公社への管理委託＞

- ・ 第二次臨時行政調査会 「行政改革に関する第一次答申」（1981.7）  
「日本型福祉社会」で小さな政府－民間活力の導入  
「国際社会への貢献」で海外経済協力、日米の防衛分担の見直し社会教育施設の管理運営の民間委託を提言
- ・ 正規職員の削減と非常勤・臨時職員の雇用が拡大。  
→ 規制緩和、生涯学習体系への移行、多機能化、情報化、インテリジェント化
- ・ 地方自治経営学会 『公・民のコスト比較』 中央法規 1985.5
- ・ 日本都市センター都市行財政研究委員会 『新しい都市経営の方向』 ぎょうせい 1987.1

### 4-2. 管理委託から管理委任

#### ◇ 1991年（H3）地方自治法改正・・・地方公共団体が出資している法人も可能に

- 1997年12月の「行政改革会議最終報告」により行政事務の市場化が主張された。

「肥大化し・硬直化し・制度疲労のおびただしい戦後型行政システムをあらためる」ことを目的として、民間に任せられるものは民間に委ねることとし行政事務を競争原理に基づき市場に委ねる構造改革が打ち出された。

- 生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育の在り方について」（1998.9）により委託の判断を自治体にゆだねる。

「文部省は、こうした委託について、社会教育施設運営の基幹に関わる部分については委託になじまないと消極的な立場をとってきている。」しかしながら「社会教育施設の管理を適当な法人等に委託することについては、国庫補助により整備された施設をふくめ、地方公共団体の自主的な判断と責任にゆだねる方向で検討する必要がある。」

- ◇ 1999年 「地方分権一括法」の成立に伴う図書館法改正  
→ 館長の司書資格要件、最低基準の廃止 <規制緩和>

#### ◇ 2000年代 — 構造改革、自治体行政の市場化

##### ○ 「総合規制改革会議」(2001.4.1)

「一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要であるが、全国的な規制改革の実施は、さまざまな事情により進展が遅い分野があるのが現状であるが、こうしたことを踏まえ、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特區を導入する特定の区域を設け、当該地域において地域が自発性を持って構造改革を進めるために、構造改革特區を導入する。」

##### ○ 「構造改革特區推進本部」(2002. 7.26開始)

「構造改革特區推進のための基本方針」(2002.9.20)

10月に構造改革特區推進のためのプログラム」決定。必要な規制の特例措置をとりまとめた法案の立法作業を行う。

### 4-3. 指定管理者制度の創設

- ◇ 2003(平成15)年6月 地方自治法改正公布、同年9月 施行

◇ それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営(権力的色彩の強い事務を含め)を、株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど法人その他の団体に、期間を定めて包括的に代行させることができる制度。行政処分であり、委託ではない。

- ◇ 施行から3年以内に(2006年9月)管理委託している「公の施設」は、直営に戻すか、指定管理者制度の適用を選択することに → 「管理委託制度」の廃止

- ◇ 公の施設の利用料金を「設定して・収入にする」ことが可能。

※ 地方自治法244条の2 第3項のうち、目的については、管理委託制度が発足して以来一貫して変更されていない

「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(指定管理者)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」

#### ● 「地方公共団体における行政改革の推進のための新しい指針の策定について」(新地方行革指針) 平成17年3月29日 総務省

・ この指針の第2「行政改革推進上の主要事項について」1-(2)指定管理者の活用

③「各施設ごとに、行政として関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には民間事業者等の指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たすこと」

[参考] 管理委託制度と指定管理者制度の違い

項目	管理委託制度	指定管理者制度
法的性格	委託契約（管理受託者と契約を結ぶ）	行政処分（管理者の指定は、許認可等と同じ法的手続きであり、契約には当たらない。入札の対象外）
受託主体	公共団体・公共的団体、政令で定める普通地方公共団体の出資法人(1/2以上出資等)に限定	法人、民間事業者、NPOその他の団体も可能。（法人格は必ずしも必要としない。但し、個人は不可）
選定手続	地方自治法に定める契約手続きによる。 入札又は随意契約により選定	管理者選定に関する手続き、期間等を条例で定める。予めプロポーザル[企画提案]方式などにより候補者の選考を行う。
公の施設の管理権限	設置者である普通地方公共団体が行う（管理の基準、業務の範囲は契約で定める）	指定管理者 （管理の基準、業務の範囲は条例と協定で定める）
施設の使用許可	受託者は不可	指定管理者
基本的な利用条件の設定	受託者は不可	指定管理者は不可（条例で定める）
不服申し立てに対する決定	受託者は不可	指定管理者は不可
行政財産の目的外使用許可	受託者は不可	指定管理者は不可
公の施設の設置者責任	普通地方公共団体	普通地方公共団体
利用者に損害を与えた場合	普通地方公共団体にも責任が生じる	普通地方公共団体にも責任が生じる
管理受託者・指定管理者の決定	議会の議決は不要	施設毎に、議会の議決事項のため、議決を経て決定する
管理を行わせる期間	施設毎に契約で定める（単年度契約のため年度ごとに契約更新）	施設毎に、議会の議決を経て決定する（3年、5年など長期の設定が可能）
事業報告	年度ごとに業務完了届を提出	年度ごとに事業報告書を提出
利用料金制度	条例に定めるところにより導入可能（地方公共団体の承認を得て管理受託者が定める）	条例に定めるところにより、地方公共団体の承認を得て指定管理者が定める。（条例の定める範囲で設定。収納した利用料金を管理者の収益とすることができる）
管理に不都合がある場合の措置	債務不履行に基づく契約の解除など	指定の取消し、管理業務の停止命令
契約書・協定書に規定すべき内容	「契約書」（委託業務の内容、委託料の額及び支払い方法）	「協定書」（委託料の額及び支払方法、施設内の物品の所有権、その他再目的事項）



## ■ 公立図書館における指定管理者の導入(検討)状況 <日図協調査 2008.6.23>

### (1) 都道府県立図書館

検討結果	回答数	図書館名	指定管理者の性格
2006年度に導入した	1	岩手県立図書館	企業
2007年度に導入した	0		
2008年度中に導入を予定	0		
2009年度以降に導入を予定	0		
検討の結果導入を予定しない	26		
合計	27		

※ その他に「検討中」「未定」「未検討」：6件、「未記入」：11件

### (2) 市町村立図書館

自治体数	特別区	政令市	市	町村	計
2005～2007年度に導入	4	3	41	25	73
2008年度に導入予定	4	2	20	2	28
2009年度以降に導入予定	71				

図書館数	特別区	政令市	市	町村	計
2005～2007年度に導入	21	25	57	26	129
2008年度に導入予定	—	4	30	2	—

#### 2007年度までに導入した指定管理者の性格

		特別区	政令市	市	町村	計
図書館数		21	25	57	26	129
指定管理者 の性格	① 民間企業	19	14	20	6	58
	② NPO	2	0	11	6	19
	③ 公社財団	0	11	23	12	46
	④ その他	0	0	3	2	5

※ 「検討の結果、指定管理者は導入しない」としている市町村は400強あり

## 4-4. 公立図書館への指定管理者導入を巡る最近の国の動向

### (1) 第169回国会での付帯決議

図書館法の一部改正法案を審議した国会では、衆参の文教関係委員会で「指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと」（参議院文教科科学委員会）との附帯決議がなされた。

### (2) 第169回国会での渡海文部科学大臣答弁

「社会教育調査によると、公立図書館への指定管理者制度の導入率というのはまだ1.8%。その最大の理由は、指定期間が短期であるために長期的視野に立った運営というものが図書館ということになじまないとか難しいということ、また職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる、こういう問題が指摘されている。やっぱりなじまないということで1.8%なのかなと私は受け止めている。そういった点からすれば、今懸念されているような問題、こういうものがやっぱりちゃんと払拭をされて指定管理者制度が導入されるなら導入されるべきで

あろう。指定管理者制度を導入するかしないかは、一義的には地方自治体が判断をすることであるから、しろとかするなとかこれは国が言うことは本来の指定管理者制度の趣旨にそぐわない。図書館に指定管理者制度を導入されるということであれば、先ほど言ったような点についての懸念が起こらないようにしていただいた上で導入をしていただくということが大事なのではないかなと考えている。

### (3) 総務省の通知「平成20年度地方財政の運営について」

#### [指定管理者制度の運用]

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

- ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が重要であること。
- イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。
- ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

### (4) 総務省・全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議配布資料（6月6日）

#### [指定管理者制度の運用上の留意事項]

##### ○指定管理者の選定過程に関する留意事項

- ・指定管理者を選定する際の基準設定に当たって、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力・物的能力を具体的に反映させているか
- ・複数の申請者に事業計画書を提出させることなく、特定事業者を指定する際、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているか
- ・選定委員会のあり方（選定の基準等）について十分に説明責任を果たしているか
- ・選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか
- ・情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されているか

##### ○指定管理者に対する評価に関する留意事項

- ・評価項目・配点等について客観性・透明性が確保されているか
- ・モニタリングの数値、方法等について客観性・透明性が確保されているか
- ・モニタリングに当たり、当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているか
- ・評価する施設の態様に応じた適切な評価を実施しているか
- ・評価結果についての必要な情報公開がされているか

##### ○指定管理者との協定等に関する留意事項

- ・施設の種別に応じた必要な体制（物的・人的）に関する事項を定めているか
- ・損害賠償責任の履行の確保に関する事項（保険加入等）を定めているか
- ・指定管理者変更に伴う事業の引継ぎに関する事項が定められているか
- ・修繕費等の支出について、指定管理者と適切な役割分担の定めがあるか
- ・自主事業と委託事業について明確な区分が定められているか

##### ○委託料等の支出に関する留意事項

- ・指定管理者に利益が出た場合の利益配分のあり方等を公募の際の条件として可能な範囲で明

示しているか

- ・ 地方公共団体側の事情で予算（委託料等）が削減された場合等を想定し、指定管理者側と協議の場を設ける等適切な定めが協定等にあるか
- ・ 委託料の支出にあたり選定の基準（人的、物的能力等）等に応じた適切な積算がなされているか
- ・ 利用料金の設定に当たっては、住民に対するサービス提供のあり方を勘案し適正な料金設定となるよう留意しているか

#### (5) 自治労連の総務省交渉での総務省回答

自治労連「社会教育法等の一部を改正する法律の制定（6月4日）にあたっても衆参両院の委員会で『指定管理者制度の導入による弊害に十分配慮』を指摘する『付帯決議』が全会一致で採択されている」ことを指摘し、指定管理者制度の廃止を含め抜本的な見直しを要請

⇒ 総務省回答

「指定管理者制度については各方面からご指摘をいただき、総務省としても問題意識はもっており、6月6日付通知を出した。この通知のポイントは、公共サービスの質の確保という観点での選定が重要ということだ。ダンピングなどで住民サービスの質を落としていいということではない。委託料についても『人的、物的能力等に応じた適切な積算をするよう』指摘しており、住民サービスを低下させない委託料の積算が必要」と述べた。

#### 4-5. 公立図書館運営上の指定管理者制度の問題点

- 自治体行政が図書館運営・サービスの能力を放棄する。回復が困難となる。
- 市場には、保育、医療、教育などとは異なり、図書館経営及びサービスの専門民間事業者は存在しない。
- 運営、蔵書構成の継続性は担保されるか 長期の代行は特定民間事業者の独占となり市場原理反映しなくなることの矛盾—制度上の矛盾
- 住民参加、図書館協議会、利用者懇談会  
住民利用者要望に基づく図書館運営は可能か サービスの拡大、改善は
- 議会でのチェック機能—条例規定で運営の内容を決められるか
- ネットワークへの参加—国、県域での研修、相互貸借、館長会参加、  
県の図書館協会等の事務局業務はできるか
- 学校への援助、ブックスタートへの参加
- 民間事業者間競争による前提にしているが—優れたノウハウが公開・普及されるか
- 民間事業者の収益確保  
図書館では収益を期待できない 民間事業者の収益は、現状では働く社員の低賃金より担保され、そのため職員集団が形成されない
- 図書館法17条無料の原則は守られるか
- 利用者のプライバシーは守られるか
- 教育行政の自立性・独立性の確保が保障されるか  
「図書館の自由」はどうなるか 指示する側と指示される側 民間事業者の自己規制

## 4-6. 市場化テスト

- ◇ これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。2006年5月26日に成立した『競争の導入による公共サービスの改革に関する法律』に基づく。小泉内閣の構造改革の中で打ち出した施策の一つとして採用された。
  
- ◇ 公共サービスは「官」しか行うことができないというこれまでの考え方を転換し、公共サービスの中に民間でもできる仕事があるのではないかと、民間でもできる仕事ならば「官」と「民」でどちらが効率的に行うことができるか競い合うことによって、公共サービスを向上させようという制度。
  
- ◇ 市場化テストは、公共サービスを提供する最終責任は「官」に残る制度となっている（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）。この点で、最終責任まで民間に委譲する「民営化」とは異なる制度といわれているが、経済財政諮問会議の議論などをみると、最終的にはそうではなくなる可能性もあるといわれている。なお、民間事業者が落札して事業を実施した際に、万が一事故が発生した場合の賠償責任は、最終的に官が負うが、官は民間事業者に対して求償を行うことができるため、その意味では民間事業者も相応の責任を負う。
  
- ◇ 入札実施の手法・過程（国の場合）
  - 国の場合、第三者委員会「官民競争入札等監理委員会」がプロセス全体の監理を行っている。
  - どのような公共サービスがあるか、そのサービスを実施する必要があるか否かを検討する。
  - 実施する必要がある場合、民営化できないか検討する。
  - 民営化できない場合、官に責任が残る市場化テストによる公共サービスの提供を目指す。
  - その際、規制が存在する場合には規制緩和をするか、地方自治体の業務の場合には特区扱いにできるかを検討する。
  - 行政内部での体制構築と入札準備の段階に入る。→ 業務実施部門と入札企画部門を分離したり、プロセス全体を監視する第三者機関を準備する。
  - 情報開示を進め、求められるサービスの質や内容に関して定義する。
  - 競争条件を整えたり、民間が落札した場合の業務移管方法や公務員の処遇について決定する。
  - 官民競争入札を実施する（総合評価方式）。
  - 落札者が事業を実施する。なお、民間が落札した場合の公務員の処遇については、「配置転換」と「新規採用抑制」により対応。但し「分限免職」の可能性もある。
  - 当該事業について、利益優先主義になり安全がおろそかになっていないか等、第三者委員会が国民の意見を聞きながら厳しく監視する。

## 4-7. 大阪版市場化テストについて

### I 検討の経緯

1. 大阪版PPP(Public Private Partnership)改革の一環として導入の検討（H16.9）
  - 「大阪府市場化テストガイドライン（H17.6）」を策定
    - 市場化テストの類型として「官民競争型」以外に、「提案アウトソーシング型」という独自手法を設定し、まずはその実施からスタート
      - 実質的にアウトソーシングを進める一手法として検討
  - 官民競争入札が「市場化テスト」の本質との理解はあるが、官民競争入札の実施には技術

的課題も多く、PPP改革の理念の下、アウトソーシングを実質的に進める方法を模索  
 ⇒アウトソーシングが進まない要因の解決に役立つような制度設計  
 ○この制度においても、「公共サービスの提供者を自治体が予め決めないで、官と民がコストと質の両面から競い、優れた方が提供者となる」という意味合いで、市場化テストの本旨は担保 <民間提案に基づく包括的民間委託制度>

《参考》アウトソーシングを阻む要因とその対応の検討

類 型	対応の考え方
① 公権力の行使に係る業務であり、アウトソーシングが実施できない。	法律による規制解除（特定公共サービスの要望）
② 公権力の行使に係る部分を含んだ業務があることから業務の切り分け（公権力の行使部分とそうでない部分）を行う必要があり、直ちにアウトソーシングを実施できない。	効果が見込まれる業務などは順次検討
③ 当該業務をアウトソーシングしても、実際の受け手（事業者）があるかどうかわからない。	※業務に関する情報開示の上、具体的提案を求める
④ 当該業務をアウトソーシングすることによって、どのような効果があるかわからない。（「現在行政で実施しているサービスが最適である。」というドグマの存在）	※業務に関する情報開示の上、具体的提案を求める
⑤ 民間の業務実施手法がわからないので、当該業務をどのような形でアウトソーシングすべきかわからない。	※業務に関する情報開示の上、具体的提案を求める
⑥ 当該業務に従事している職員の処遇が問題となる。特に少数職種が従事する業務の場合、配置転換にも限界がある	新規採用の抑制などで対応 少数職種は、個別に検討

《参考》大阪府市場化テストガイドラインの概要（平成17年6月）

- I. 大阪府における市場化テスト導入の基本的考え方
1. 市場化テスト導入の目的 ” 効率・協働・分権の地域主権改革 ” の実現
  2. 大阪府における市場化テスト導入の基本原則
    - (1) 住民負担最小化・住民便益最大化の原則
    - (2) 民からすすめる地域協働の原則
    - (3) 地方分権実質化の原則
    - (4) 行政責任堅持の原則
    - (5) 雇用確保と行政効率化両立の原則
- II. 大阪府における市場化テストの内容と実施するうえでの基本事項
1. 大阪府における市場化テストの類型
    - (1) 官民競争型
    - (2) 提案アウトソーシング型
  2. 大阪府における市場化テスト実施のための基本的事項
    - (1) 対象事業
 

行政責任堅持の原則を踏まえ、主要な事務事業及び内部管理事務のうち、以下の事業を除く事業から選定

[除外事業]

○行政責任の中心となるもの

(i) 基幹的意志決定業務

- (ii) 事務・事業の執行業務で以下に該当するもの
  - (a) 私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務・事業
  - (b) その性質上、大阪府が自らの名において行わなければ成立しない事務・事業
  - (c) 災害等の重大な危機管理に直結し直接大阪府の責任で実施することが必要な事業
- (iii) 民間委託に係る業務の指導・監督業務

○個別判断項目

安定的・継続的な行政サービスの提供に重大な支障を生じる事務・事業

(2) 実施体制

- (i) 市場化テストの実施状況を評価する第三者機関の設置
- (ii) 市場化テストを前提とした調達制度の整備など

(3) 主要手続

- ① コスト等情報の公開
- ② 市場化テスト実施計画の策定検討
- ③ 市場化テスト実施候補事業についての知事提案
- ④ 市場化テスト実施候補事業についての民間提案
- ⑤ 対象事業についての第三者機関による評価
- ⑥ 市場化テスト実施事業の業務改善計画の作成
- ⑦ 落札者決定基準の設定と入札審査部会の設置
- ⑧ 落札者の決定と契約
- ⑨ 事業執行のモニタリング

(4) 職員の処遇

民間事業者等が落札した場合には、その事業に従事していた職員の処遇について、配置転換などにより対応し、職員に不必要な雇用不安や勤労意欲の低下を招かないよう十分に配慮することが必要である。

Ⅲ. 導入時期等 <省略>

※ 指定管理者制度との違い

指定管理者制度は地方自治法上の制度であり、「公の施設」の効果的な管理運営に目的が限定されるほか、条例の制定、指定管理者の指定について議会の議決が必要であること、加えて、施設の管理運営上の許認可など行政の権限を代わって行うことができる点で、市場化テストとは異なる。

○平成19年1月 「大阪版市場化テスト監理委員会」を立ち上げ

<学識経験者、弁護士、公認会計士等5人の委員で構成する第三者機関>

○提案募集 【募集期間】平成20年3月26日(水)～平成20年6月30日(月)

【提出主体】 法人格を有する団体(民間企業、NPO等)

【提案件数】 106件(うち府立図書館業務関連 4件)

○事業実施 平成22年度から

## 5. 今、そして、これからの図書館（員）に求められているもの

### －『望ましい基準』と『これからの図書館像』を図書館運営に生かす

\*『望ましい基準』『これからの図書館像』をいかに活用し、実体化していくかが問われている。

\*地域に根付いた「地域の情報拠点」となるためには何をなすべきかを考える必要がある。

\*図書館員自身の意識改革が不可欠である。（守りの姿勢では何も守れない）

◇『望ましい基準』は、国がまとめた公立図書館に関する〈唯一の基準〉である。その力を使わない手はない。

◇『これからの図書館像』は、『望ましい基準』をより具体化し、公立図書館の現代的目標を明確化したもの。公立図書館に関する現在の到達点のひとつである。その提案のいくつかでも可能なところから実践し、図書館に対する地域・社会の認識を改め、評価を高めていく努力が重要であろう。

◇『これからの図書館像』を実現するためには、司書の意識改革と資質向上が不可欠である。市場化テストの時代に入り、公立図書館の職員には、その力量がこれまで以上に求められる。それはサービス計画の作成、計画的実施、点検、評価のプロセスを通じて体得することができる。また、司書の資格要件、研修体制の見直しは必至の状況であり、それらに先行して意識的に自己研鑽に取り組む必要がある。

### 5-1. 『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』

◇ 図書館法第18条(当時)に基づき2001年に告示された公立図書館の基準

◇ 1967,1972,1973年にも案が作成されたが公示されなかった。

◇ 1992年には生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会がまとめた「公立図書館の設置及び運営に関する基準について」が、生涯学習局長名で通知された。

※ 「望ましい基準」が公示されないことから、日図協がそれに代わるものとして『公立図書館図書館の任務と目標』を1987年に発表し、1989年には解説書(95年増補版)も刊行された。

#### (1) 構成

##### 1 総則

(趣旨、設置、図書館サービスの計画的実施及び自己評価等、資料及び情報の収集・提供等、他の図書館及びその他関係機関との連携・協力、職員の資質・能力の向上等)

##### 2 市町村立図書館

(運営の基本、資料の収集・提供等、レファレンス・サービス等、利用者に応じた図書館サービス、多様な学習機会の提供、ボランティアの参加の促進、広報及び情報公開、職員、開館日時等、図書館協議会、施設・設備)

##### 3 都道府県立図書館

(運営の基本、市町村立図書館への援助、都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク、図書館間の連絡調整等、調査・研究開発、資料の収集・提供等、職員、施設・設備、準用)

#### (2) 特徴

##### ①市町村立図書館の設置、全域サービス網の整備

〈市町村立図書館の設置、分館・自動車図書館の配置、対象地域を勘案した規模〉

##### ②利用の促進

＜積極的・計画的広報と情報公開、開館日・時間の配慮＞

③資料・情報サービス

＜十分な種類・量の資料・情報の整備、郷土資料・行政資料の整備、高度化・多様化する要求の配慮、整理・保存・提供における情報処理機能の向上、検索システム、予約制度、レファレンスサービス、電子資料の作成・収集・提供、外部情報の入手、多様な視聴覚資料の収集、著作権の尊重、学習機会の提供＞

④対象別サービス

＜成人に対する職業能力開発、仕事のための資料の提供、児童・青少年サービス(学校との連携)、高齢者サービス、障害者サービス、外国人サービス、地方公共団体の政策・行政に関する資料の提供＞

⑤専門職員の確保と研修

＜館長の要件・職務、専門職館長の配置、専門的職員の採用・処遇改善・人事交流、専門的職員の職務内容の明確化と必要な数の確保、計画的・継続的職員研修、外部の専門家・技術者の活用＞

(6) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館、学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県との間の人事交流を含む。）に努めるものとする。

(8) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮できるよう不断に努めるものとする。館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ② 専門的職員は、資料の収集、整理、保存及び提供、情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供、紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。  
図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ③ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。
- ④ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

⑥都道府県立図書館中心のネットワーク

＜市町村立図書館との連携協力、市町村立図書館への援助、市町村立図書館間の連絡調整、市町村立図書館との情報ネットワークと資料の搬送、都道府県内の図書館職員の研修の実施と傘下、調査・研究開発、市町村立図書館資料保存のための施設＞



## ⑦住民参加

＜図書館協議会の設置、ボランティアの参加促進＞

## ⑧サービスの計画的実施、自己点検・自己評価

＜指標選定、数値目標設定、計画的実施、数値目標の自己点検・自己評価＞

## ⑨市町村立図書館の設置支援

＜市町村立図書館の設置運営に関する指導・助言＞

## (3) 今後の課題

### (1) 体制の整備

- ・専門的職員の適切な配置や施設設備の充実など、必要な体制の整備を推進することが必要。
- ・図書館の設置者には、新たな図書館サービスの展開に関する政策決定、体制の整備について十分な配慮を行うことが望まれる。
- ・専門的職員は、住民のニーズに対応して図書館サービスの高度化を図るため、図書館に関する研修、国、都道府県、関係団体等が実施する行政サービスに関する各種の研修にも積極的に参加するなど、その能力を高めて住民から「プロフェッショナル」としての信頼を得るように努める。

### (2) 住民の意思に基づく図書館の運営

- ・図書館は、住民の需要等に関する調査の実施や図書館協議会の活性化等により、住民の意思を図書館の運営に最大限に反映させるよう努める。

※ この基準には、国からの規制に当たるとして「数値基準」は示されなかった。

→ 2008年図書館法の改正に伴い、私立図書館を含めた基準に改定される見込み

## 5-2. 『これからの図書館像 — 地域を支える情報拠点として — (報告)』

◇ 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」(2004-2006)のまとめとして公表

◇ 「望ましい基準」の実体化、そのための図書館司書の資質向上・意識改革と図書館の目的の明確化を大きな目的としている。

### (1) 『これからの図書館像』の構成

- ・ [本文(第1章 よびかけ・第2章 提案)]、[概要]、[参考資料]
- ・ (別冊)「実践事例集」

### (2) 第1章 よびかけ

#### ① 地方公共団体の首長・議員・職員

- 図書館の設置者として・・・図書館が地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点であることを認識し、図書館行政・政策の一層の充実・推進を要請。
- 図書館の利用者及び連携・協力先として・・・図書館を活用し、業務に必要な資料・情報を効率的に入手すること、各部局の事業を効果的に実施することを期待。

#### ② 図書館員

- 図書館が置かれている危機的状況を認識し、地域の課題解決や住民の問題解決を担う機関となるよう意識改革を図ることが重要。
- サービスの点検・評価、資源の見直し再配分、業務計画の策定と計画的実施、住民との協働の推進を要請。
- 図書館が本来持っている資源や能力、付加的な資源の状況を明確化
- 地域の社会教育施設や社会教育関係団体、学校、行政部局、議会、公的機関、住民団体、

NPO等の様々な機関と連携・協力

○ 業務に優先順位をつけるとともに、業務の範囲を明確化

③ 地域住民

○ 図書館が持つ課題解決のための情報提供機能、子どもの読解力育成に果たす役割を認識し、役に立つ図書館となるようサポートを期待。

○ ボランティアなど図書館の運営に対する積極的な参加を期待。

④ 各種団体・機関

○ 学校・・・子どもの読書環境、学習環境へ向けて連携・協力を期待。

○ 公的機関・・・地域の公益的事業に図書館を使うことにより、相乗的効果を期待。

(3) 第2章 提案 これからの図書館の在り方 <別紙参照>

2. これからの図書館サービスに求められる新たな視点 = 「役に立つ図書館」へ

3. これからの図書館経営に必要な視点 = 「経営する図書館」へ

### 5-3. 「これからの図書館の在り方検討協力者会議（第二次）」の設置

(1) 期間：平成18～19年度

(2) 目的：「司書の養成及び研修の改善方策について検討」「その他図書館の振興方策の検討」

(3) 検討内容：「図書館職員に必要な資質・能力」

「司書の養成の在り方」

「職員研修の実効性を高めるための方策」

「司書有資格者の再教育」

「司書制度の枠組み」

(4) 平成18年度における司書養成に関する議論のまとめ

・「現行の司書課程の科目は、司書講習科目に対応して開設されているため、大学教育として位置づけられているとは言えない」「司書講習科目は、専門的職員を養成する上で、単位数・内容のいずれにおいても不足している」

・司書養成の段階で、最低限どのような内容をどのレベルまで学習するのかを明らかにし、司書課程と司書講習との関係について整理する必要がある。

(参考) これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」における学芸員資格制度の検討

・専門性の高い学芸員の養成…一定期間の実務経験または大学院専門課程での学修・現職学芸員の専門的資質・能力の向上…上級資格の創設

### 5-4. 「これからの図書館の在り方検討協力者会議（第三次）」の設置

(1) 期間：平成20年7月～平成21年3月

(2) 目的：「今日の図書館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における図書館の在り方について調査・研究を行う」

(3) 検討内容：①図書館の現状と課題等について

②21世紀の図書館に求められる機能について

ア) 高度化・多様化する地域住民の要求への対応

イ) 社会の変化に伴う新たな要請への対応

ウ) 社会教育施設として備えるべき機能

③社会の変化に対応した図書館の在り方について

④図書館に必要とされる司書の在り方について

## 6. これからの図書館経営で留意すべきこと

### (1) 「利用者の生活に役立つ図書館—社会基盤としての公共図書館」をめざす

- ・就労、医療など生活に困ったときに役立つ
- ・時代・利用者層の変化に伴うサービス  
少子高齢化、サラリーマンの図書館利用—資料費配分、蔵書構成、
- ・土地の事情及び一般公衆の希望（図書館法3条）・・・地域特性にこだわるサービス・運営
- ・共同資源の共同利用—図書館ネットワーク、共同保存庫、交換研修、

### (2) 政策課題への取り組みを強化する

- ・「文字・活字文化振興法」「子ども読書活動推進法」「教育振興基本計画」などの政策課題について教育委員会等の担当部局と協働して取り組む <図書館を売り込む>
- ・自治体の重点施策に図書館として、積極的に参画する
- ・図書館の社会的機能を庁内に広める<行政支援サービス>
- 教育振興基本計画 — 教育基本法第17条によって各自治体に義務付けられる教育振興基本計画の策定にあたって、図書館がその基本的な体系に位置付けられるよう働きかけることが重要。

### (3) 参加型図書館運営をめざす

- ・利用者をサービスの対象から図書館づくりの担い手へ
- ・情報開示—選書基準、廃棄基準、予算等
- ・情報発信—特設コーナー、HP、メールマガジン、講演会・展示会等の企画・実行
- ・利用者の権利保障—図書館活用講座、利用者アンケート
- ・善意のサービスではなく、利用者の意向に沿うサービス、第三者評価・業務改善
- ・運営への参加—図書館協議会、友の会、ボランティア、選書ツアー

### (4) 関連法規、自治体の条例、総合計画等の動向に注意する

「子ども読書活動推進法」「文字・活字文化振興法」「著作権法」「建築バリアフリー関係法」「障害者福祉関連法」「国連障害者権利条約」

### (5) 個々の職員および組織としての図書館の「司書力」をつける

司書として働く上での、図書館・資料に関する知識・能力を持った上に、コスト意識を持って

- ①「時代を読み取る力」をもつ・・・図書館を取り巻く外部環境（国の施策や県の施策によってもたらされた自治体や住民の動向）の変化にいち早く対応できる力。
- ②「アピール力」をつける・・・図書館の仕事の意義、現状、今後の方向といった点について、積極的に住民や首長、関連行政部局、議会、さらにはマスコミや関係団体等に対して、わかりやすく具体的に説明・アピールしていく力、プレゼンテーションの力。
- ③「企画力」をつける・・・図書館が行政や地域社会に有用なことを知らせるための各種施策・イベントの開催など、新しい企画を立案し実行する力
- ④「連携力」をつける・・・図書館同士、図書館類似施設だけでなく、行政部局、公益法人、民間団体、民間会社等の外部の人たちと連携して取り組む力。

※ 「ユネスコ公共図書館宣言」の精神に立ち戻る！！